

マイナンバーカードは忘れずに更新しましょう

▶ 問合せ 住民課住民係 ☎ 25-3242

マイナンバーカードには、カード本体と搭載されている電子証明書のそれぞれに有効期限があります。有効期限を過ぎると様々な行政サービスや民間サービスが便利に利用できなくなってしまいますので、お早めに更新手続きをお願いします。なお、有効期限の2～3カ月前に通知が届きますので、忘れずに更新手続きを行いましょう。

搭載される2つの有効期限



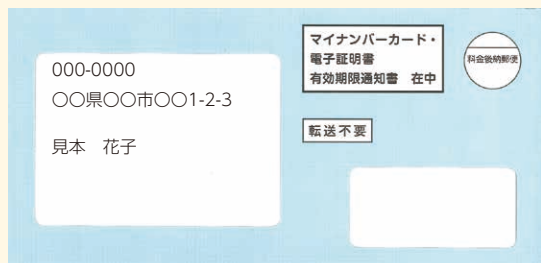
マイナンバーカード本体の有効期限 10年ごと

証明写真を含めてカード本体を10年ごとに更新します。
※18歳未満の場合、5年ごとの更新が必要です。

電子証明書の有効期限 5年ごと

ICチップ内の電子証明書を5年ごとに更新します。
有効期限が知りたい方はマイナポータルからも確認できます。

更新方法



通知は2～3カ月前に

有効期限の2～3カ月前に更新をお知らせする青色の封筒が届きます。同封されている案内に従ってお早めに更新手続きをお願いします。

電子証明書の更新 5年ごと

マイナンバーカードと有効期限通知書を持ち、住民課窓口までお越しください。
マイナンバーカード交付時に設定したパスワードを打ち込んでいただきます。

カード本体の更新 10年ごと

以下のいずれかの方法で、事前申請が必要です。

- ・ オンライン申請
- ・ 証明写真機
- ・ 郵送

事前申請後、届いた交付通知書を持ち、住民課窓口までお越しください。

マイナンバーカードの2つの有効期限が
みなさんのカードの安全を守ります
便利を、安心とともに。マイナンバーカード

